

企業タイアップによる県産品ブランディング強化事業委託業務
プロポーザル募集要項

令和8年5月13日

岐阜県商工労働部地域産業課

目次

第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第2 プロポーザルに係る事項	1
1 プロポーザル参加の要件	
2 企画提案書の作成	
3 プロポーザルの手続き等	
第3 評価に関する事項	5
1 評価方法	
2 プロポーザル評価会議	
3 プロポーザル評価基準	
第4 選定に係る事項	6
1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	
2 複数の最低得点者が生じた場合の取り扱い	
3 提案者が1者又ははない場合の取り扱い	
4 評価結果等の通知及び公表	
第5 契約の締結	7
1 契約方法	
2 契約保証金	
第6 業務の適正な実施に関する事項	7
1 関係法令の遵守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護（県の規定を準用）	
4 守秘義務	
5 立入検査等	
第7 業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8 不当介入における通報義務	8
1 妨害又は不当要求に対する通報義務	
2 履行期間の延長請求	
第9 その他	8
第10 問い合わせ先	9
別表 プロポーザル評価基準	10

企業タイアップによる県産品ブランディング強化事業委託業務プロポーザル募集要項

県内には、地域資源を活かした「岐阜ならではの」の商品が多数存在するものの、その魅力や特徴が東京・大阪等の都市部の消費者に十分に伝わっておらず、他の地域産品に埋没してしまうなど、消費者に選ばれにくい状況にあります。

都市部での販路拡大のためには、岐阜県産品の特徴や、地域の歴史・文化・自然等の背景に基づくストーリーを打ち出し、その魅力を戦略的に発信するブランディングの強化が不可欠であることから、県は、地域産品のブランディングに知見を有する企業と連携し、商品改良から広報物制作、テストマーケティングまで一体的なブランディングを実施します。この事業の実施にあたり、より効率的・効果的に行うための提案を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

企業タイアップによる県産品ブランディング強化事業委託業務

2 業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 委託費の上限

8,045,013円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる法人又は複数の法人で構成される団体（以下「共同体」という。）であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、単独法人にあっては、下記①～⑫までのすべての要件を満たすものとする。共同体にあっては、すべての構成員が①～⑤、⑦～⑩までのすべての要件を満たす必要があり、また代表構成員は⑥の要件を満たすこととし、⑪及び⑫の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことを必要とする。

① 日本国内に本社、本店を置いている法人であること。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2

条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。) がなされている者(手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ プロポーザル評価会議の開催日において県の入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登録されているものであること。
- ⑦ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 最近3年間、本店及び県内に所在する支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑩ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑪ 過去3年以内(令和5年度から7年度までの間)に、類似の事業(地域産品の商品開発又は改良を伴う販路開拓支援事業)を国又は地方公共団体等から受託し、適切に履行した実績を有すること。
- ⑫ 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うに当たっては、当該免許、許可、認可を受けている、または受ける見込みがあること。

2 企画提案書の作成

以下の項目(詳細は「別添『仕様書』」も参照すること)について、事業の企画を様式1に沿って作成してください(様式は任意)。

- ・企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3判資料、折込使用可)とします。
- ・企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。
- ・企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意様式で添付することができます。
- ・企画内容は実現可能なものとし、実施にあたっては県と調整することとしてください。
- ・企画提案書は25ページ以内(表紙含む)に収めることとします。

(1) 企業タイアップによる県産品ブランディング強化事業に関する提案

- ①実施方針
- ②具体的な企画内容及び運営手法
- ③実施スケジュール
- ④提案者の過去の実績

(2) 業務の実施体制等

- ①提案者の能力等(経営基盤)
- ②本業務の実施体制(人員体制、スタッフの経歴・資格等)

(3) 社会的課題への取り組み

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公開・配布	令和8年5月13日（水）～6月 5日（金）正午
② 募集要項等に関する質問受付	令和8年5月13日（水）～5月29日（金）正午
③ プロポーザル参加申込受付	令和8年5月13日（水）～6月 5日（金）正午
④ プロポーザル企画提案書受付	令和8年5月13日（水）～6月12日（金）正午
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年6月18日（木）（予定）
⑥ 評価結果の公表・通知	令和8年6月中旬（予定）

(2) 募集要項等の公開・配布

①配布期間

令和8年5月13日（水）～ 6月5日（金）ただし最終日は正午までとする。

②配布場所

募集要項等は、岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに掲示します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/486599.html>

（トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル）

※紙媒体での配布を希望の場合は、以下の配布場所までお越しください。

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）ただし最終日は正午まで

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

岐阜県商工労働部地域産業課（国内展開係）

(3) 質問事項の受付、回答

①受付期間

令和8年5月13日（水）～ 5月29日（金）正午（必着）

②提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を、（8）に記載の関係書類の送付先に電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の際は、件名に「企業タイアップによる県産品ブランディング強化事業委託業務」と記したうえで送信してください。

③回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものを除き、随時、岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに掲示します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/486599.html>

（トップ＞県政情報＞入札・公売＞公募型プロポーザル）

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和8年5月13日（水）～ 6月5日（金）正午（必着）

②提出書類

ア 参加申込書（別紙2）

イ 共同体構成員届出書（別紙2-2）（該当する場合のみ）

ウ 共同体協定書（別紙2-3）（該当する場合のみ）

エ 共同体委任状（別紙２－４）（該当する場合のみ）

③提出方法

- ・参加希望者は上記「(4)②提出書類」を（８）の関係書類の送付先まで持参又は郵送により提出してください。

なお、提出は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けません。

- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和8年6月5日（金）正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

④提出部数 １部

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間 令和8年5月13日（水）～6月12日（金）正午（必着）

②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1

※参考・説明資料が必要な場合は添付のこと。表紙以外は様式任意。

イ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2

ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 3

エ 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費含む）又はこれに類するもの。

※親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、証券取引法の適用会社の場合、個別及び連結財務諸表どちらも提出してください。

オ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 4

※共同体として応募する場合は、上記ウ、エについて構成員ごとに提出してください。

③提出部数 ８部（正本１部、副本７部。ただし、参考・説明資料含む。）

④提出方法

- ・（８）の関係書類の送付先に持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和8年6月12日（金）正午必着としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤その他

プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテーションを実施してください。必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての留意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

カ 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

- ク 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ケ 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
- コ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて企画提案参加者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません(軽微なものを除く)。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は全て参加者負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（別紙3）を、（8）の関係書類の送付先に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税を明記することとしてください。

②事業における人件費等の経費について、労働条件、市場実勢等を踏まえて適切な水準を設定してください。

(8) 関係書類の送付先

岐阜県商工労働部地域産業課（国内展関係）

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL：058-272-1111（内線3815）

E-mail：c11355@pref.gifu.lg.jp

（注意1）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

（注意2）メール送信の際は、件名に「企業タイアップによる県産品ブランディング強化事業委託業務」と記載したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「企業タイアップによる県産品ブランデ

ィング強化事業委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点を行います。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時・場所

開催日時：令和8年6月18日（木）（予定）

開催場所：岐阜県庁内会議室（予定）

※予定であり、正式な日時・場所は、後日、企画提案参加者にそれぞれ通知します。

(2) 企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション 20分間以内
- ・評価委員からの質疑 15分間程度

(3) 注意事項

- ① プレゼンテーション参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ② 参加人数は2名以内とします。
- ③ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ④ プレゼンテーションの際、新規に資料を追加すること、及びパワーポイント機材等を使用することはできません。企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した追加の紙資料は提出可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑤ 感染症の急拡大など社会情勢を踏まえて、Web会議システムによる開催となる可能性があります。開催方法については、日時・場所と同様に、後日連絡いたします。

3 プロポーザル評価基準

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

なお、各評価項目の合計点を1構成員につき110点満点として採点し、各構成員の採点数の合計（構成員3名：満点330点）が、60%以上（198点以上）であることを最低基準とします。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

- ① 各構成員は、別表「評価項目及び評価内容」に基づき、提案ごとに点数評価を行います。
- ② 構成員毎に評価点数の高い順から下記のとおり順位点を付することとします。

順位	1位	2位	3位	4位	…
順位点	1点	2点	3点	4点	…

- ③ 各構成員の順位点を合計し、合計点の最も低い提案者を最優秀提案者とします。
- ④ ③に関わらず、最低基準に満たない提案者は選定から除外します。

2 複数の最低得点者が生じた場合の取り扱い

順位点合計の最も低い提案者が複数いる場合は、提案金額の安価な提案者を高順位とします。なお、順位点合計の最も低いかつ提案金額の最も低い提案者が複数いる場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。

3 提案者が1者又ははない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。また、最低基準に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を検討します。

4 評価結果の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、下記の項目を岐阜県庁ウェブサイト内の以下のページに公表します。なお、電話等での問い合わせには応じません。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/486599.html>

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しない。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出することとします。

仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、基準点を満たし、かつ評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護（県の規定を準用）

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に

関する法律」（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意してください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告させ、または事務所に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問を行う場合があります。委託契約終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 不当介入における通報義務

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければなりません。

2 履行期間の延長請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、岐阜県に履行期間の延長を請求することができます。

第9 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日

から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第10 問い合わせ先

岐阜県商工労働部地域産業課（国内展開係）

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL：058-272-1111（内線3815）

FAX：058-278-3523

E-mail：c11355@pref.gifu.lg.jp

プロポーザル評価基準（評価項目及び評価内容）

【評価方法】

- ① 下表に基づき、評価点を算出し、その合計を総評価点とする。
 ② 評価会議構成員の総評価点の合計の6割（198点）を基準点とする。
 （基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。）
 ③ 総評価点の高い順から順位点を付す。（1位＝1点、2位＝2点、…）
 ④ 各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定する。

評価項目及び評価内容			評価基準点				
① 企画の妥当性（75点）			大変優秀	優秀	良い	やや良い	普通
1	参加事業者の募集 (5点)	広く県内事業者へ事業の周知がされ、多数の応募が期待できる募集方法及び広報媒体が提案されているか。	5	4	3	2	1
2	タイアップ企業の選定 (20点)	県産品のブランド力向上及び販路開拓に適した企業が選定されているか。効果的なタイアップ企業の参画内容が提案されているか。	20	16	12	8	4
3	ブランディングテーマの選定・ブランディング方針の設計 (15点)	岐阜県産品の魅力を都市部の消費者に効果的に発信できるテーマが適切に設定されているか。ターゲット層、主な販路、期待される効果などのブランディング方針が、実効性のある内容として示されているか。	15	12	9	6	3
4	ブランディングの実施 (15点)	ブランディングに適した専門家（バイヤー、流通事業者等）及びデザイナーを有しているか。PR、販促に効果的なストーリーブックの内容が提案されているか。	15	12	9	6	3
5	テストマーケティングの開催 (20点)	テストマーケティングに適した会場が選定され、来場者の興味を引く装飾や効果的な広報手法が提案されているか。消費者の声を的確に収集し、今後の販売戦略や商品の改善に活用できる開催期間、内容となっているか。	20	16	12	8	4
② 企画の実現性（35点）			大変優秀	優秀	良い	やや良い	普通
6	事業の実施体制 (15点)	業務を適切かつ確実に実施できる経営基盤を有し、効率的に実施するため、県や県内メーカーとの連絡調整が迅速に実施できる体制を組んでいるか。	15	12	9	6	3
7	事業実施の能力 (10点)	類似事業の実績を有し、知識、ノウハウ、経験等を生かせることが期待できるか。事業提案とスケジュールが整合しているか。	10	8	6	4	2
8	事業費の妥当性 (5点)	事業費の積算は、事業を実施するうえで、使途や金額が妥当なものとなっているか。	5	4	3	2	1
9	社会的課題の解決 (5点)	「障がい者雇用」(1点)「仕事と家庭の両立支援」(1点)「若者の採用・育成」(1点)「パートナーシップ構築」(1点)「事業継続計画（BCPの策定）」(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5	4	3	2	1
計（110点満点）							